

(4) 勤務体制の見直し

①勤務時間の変更

細項目	取組方針 (行政改革大綱より)	6年間の実施目標	年度	実施内容
勤務時間の変更 (人事課)	職員(特に別に定められた職員を除く。)の勤務時間について、休憩時間を現行の午後0時15分から0時45分までの30分間から、午後0時15分から1時までの45分間に改めるとともに、休憩時間のうち、現行の午後0時45分から1時までの部分を午後の別の時間に設定することにより、一般的な職員の勤務時間を午前8時30分から午後5時15分までとする方向で検討する。	休憩時間を午後0時15分から1時までの45分、休憩時間を午後15分間新たに設定し、午前8時30分から午後5時15分までの勤務時間を実施。	16	
			17	休憩時間を午後0時15分から1時までの45分、休憩時間を午後15分間新たに設定し、 午前8時30分から午後5時15分までの勤務時間を実施。
			18	
			19	
			20	
			21	

②市役所の窓口時間等の延長

細項目	取組方針 (行政改革大綱より)	6年間の実施目標	年度	実施内容
市役所の窓口時間等の延長 (行政管理課、市民課等)	市役所の窓口業務については、勤務時間の変更を踏まえつつ、市民の利用状況等を勘案しながら、市民課など最も効果の高い業務について、平日の時間延長の試行導入を検討し、試行の結果、効果が費用を上回ると判断されれば、その対象の拡大を検討する。 なお、コスト抑制を図るため、国における行政サービスの民間開放の動向を注視しつつ、民間委託の可能性も視野に入れることとする。	平日の時間延長の試行により費用対効果を判断し、その判断に基づき延長の対象を確定。	16	
			17	勤務時間の変更を踏まえつつ、市民課など最も効果の高い業務について、 平日の時間延長の試行導入。
			18	試行を継続しつつ、試行の結果を踏まえ、本格実施に当たっての費用対効果を 検証、対象範囲を検討。
			19	
			20	
			21	